

運送業務仕様書

1 業務の目的

運送業務の発注があった物品等（以下「物品等」という。）を安全かつ確実に運送し、発注者が指定する相手方(以下「指定人」という)へ引き渡すことを目的とする。

2 業務内容

請負者は、発注者の物品等を集荷し、指定人へ運送し引き渡すものとする。

なお、物品等の運搬については、厳重な管理のもと、迅速かつ確実に指定人へ引き渡しすものとする。

3 予定数量

別紙 1 のとおりとする。

4 規格・料金

(1) 料金は、サイズ及びブロックにて決定する。

なお、サイズ別による重量の制限は設けないこととし、請負者が取り扱う重量の上限までとする。

(2) 突発的に、速達等規格外の運送方法が必要となった場合の料金は、発注者と協議の上、請負者が通常取り扱っている料金を参考に決定する。

5 集荷

運送業務の発注を受けたときは、運送伝票(元払伝票)を添付した当該物品等を発注者が指定した日時及び場所において集荷するものとする。

(1) 使用する運送伝票は、請負者が準備することとし、届先欄及び発送元欄に発注者の指定した住所、氏名等をあらかじめ印字しておく。

(2) 集荷は、毎週金曜日、原則午後 4 時まで、九州森林管理局総務課(文書室)で行うこととし、指定曜日以外の臨時的なものについては、発注者の指定する課において行うものとする。ただし、下記の期間を除く。

- ・ 土曜日及び日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・ 平成 24 年 12 月 29 日から平成 25 年 1 月 3 日までの期間

6 運送日数

物品等は、運送先の地域別に以下の日数を基準として引き渡すこと。

なお、発注者は、基準日数に拘わらず、到着日時を遅らせて指定することができる。

(1) 九州各県（沖縄本島及び離島（沖縄本島を除く。以下同じ。）を除く。）に

については、集荷日の翌日から起算して原則 2 日以内に、その他の各都道府県及び沖縄本島については原則 3 日以内に引き渡すこと。ただし、請負者が航空機を利用する区間において、発注者の物品等が航空機に登載できない物品が含まれている場合においては、原則 6 日以内の早い時期に引き渡すこと。

(2) 離島については、集荷日の翌日から起算して原則 6 日以内に引き渡すこと。

(3) 速達については、遠隔地又は離島を除き、原則、集荷日の翌日までに引き渡すこと。

7 業務完了の報告

請負者は、完了した業務を一ヶ月毎に取りまとめ、別紙 2 の運送業務完了通知書及び別紙 3 のブロック別サイズ別内訳表により、発注者に報告するものとする。

また、発注者は必要に応じ、請負者に運送引き渡し完了の確認を求めることができる。この場合、請負者は運送引き渡しを証明する書類を発注者に提示するものとする。

8 責任の始期及び終期

請負者の物品等に関する責任は、発注者から物品等を集荷したときに始まり、指定人へ物品等の引き渡しを完了したときに終わるものとする。

9 事故等の通知

請負者は、発注者から集荷した物品等について、紛失、損傷、著しい運送遅延その他運送業務に関し事故があったとき、又はその恐れがあるときは、臨機の措置を講じるとともに、ただちにその旨を発注者に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

10 履行期間

契約締結の日から平成 25 年 3 月 29 日まで

11 協議

本仕様書に記載されていない事項又は疑義を生じた場合は、発注者と協議の上、これを定めるものとする。

12 その他

本業務で知り得た事項については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。